

第85回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

■事業報告

新株予約権等の状況	…	1ページ
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況	…	4ページ

■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書	…	9ページ
連結計算書類の注記	…	11ページ

■計算書類

貸借対照表	…	31ページ
損益計算書	…	31ページ
株主資本等変動計算書	…	32ページ
計算書類の注記	…	33ページ

■監査報告

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告	…	37ページ
---------------------	---	-------

株式会社大和証券グループ本社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第23条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.daiwa-grp.jp/ir/shareholders/meeting/>) に掲載することにより株主の皆様へご提供しております。

事業報告

新株予約権等の状況

1. 当期末における新株予約権（ストック・オプション）の状況

(1) 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

名称 (割当日)	新株予約権の数 (目的となる株式の種類及び数)	新株予約権の 払込金額	行使に際して 出資される財産の価額	行使期間
2005年6月発行新株予約権 (2005年6月24日)	84個 (普通株式84,000株)	無 償	1,000円 (1株当たり1円)	2005年7月 1 日から 2025年6月30日まで

(2) 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権

名称 (割当日)	新株予約権の数 (目的となる株式の種類及び数)	新株予約権の 払込金額	行使に際して 出資される財産の価額	行使期間
2006年7月発行新株予約権 (2006年7月1日)	61個 (普通株式61,000株)	無 償	1,000円 (1株当たり1円)	2006年7月 1 日から 2026年6月30日まで
2007年7月発行新株予約権 (2007年7月1日)	79個 (普通株式79,000株)	無 償	1,000円 (1株当たり1円)	2007年7月 1 日から 2027年6月30日まで
2008年7月発行新株予約権 (2008年7月1日)	105個 (普通株式105,000株)	無 償	1,000円 (1株当たり1円)	2008年7月 1 日から 2028年6月30日まで
2009年7月発行新株予約権 (2009年7月1日)	299個 (普通株式299,000株)	無 償	1,000円 (1株当たり1円)	2009年7月 1 日から 2029年6月30日まで
2010年7月発行新株予約権 (2010年7月1日)	589個 (普通株式589,000株)	無 償	1,000円 (1株当たり1円)	2010年7月 1 日から 2030年6月30日まで
2011年7月発行新株予約権 (2011年7月1日)	896個 (普通株式896,000株)	無 償	1,000円 (1株当たり1円)	2011年7月 1 日から 2031年6月30日まで
2013年2月発行新株予約権 (2013年2月12日)	677個 (普通株式677,000株)	無 償	1,000円 (1株当たり1円)	2013年2月12日から 2032年6月30日まで
第9回新株予約権 (2013年2月12日)	3,961個 (普通株式3,961,000株)	無 償	598,000円 (1株当たり598円)	2017年7月 1 日から 2022年6月26日まで
2014年2月発行新株予約権 (2014年2月10日)	343個 (普通株式343,000株)	無 償	1,000円 (1株当たり1円)	2014年2月10日から 2033年6月30日まで
第10回新株予約権 (2014年2月10日)	3,963個 (普通株式3,963,000株)	無 償	1,062,000円 (1株当たり1,062円)	2018年7月 1 日から 2023年6月25日まで
2015年2月発行新株予約権 (2015年2月9日)	422個 (普通株式422,000株)	無 償	1,000円 (1株当たり1円)	2015年2月 9 日から 2034年6月30日まで
第11回新株予約権 (2015年2月9日)	5,418個 (普通株式5,418,000株)	無 償	931,000円 (1株当たり931円)	2019年7月 1 日から 2024年6月25日まで
2016年2月発行新株予約権 (2016年2月16日)	552個 (普通株式552,000株)	無 償	1,000円 (1株当たり1円)	2016年2月16日から 2035年6月30日まで
第12回新株予約権 (2016年2月16日)	4,479個 (普通株式4,479,000株)	無 償	733,000円 (1株当たり733円)	2020年7月 1 日から 2025年6月24日まで
2017年2月発行新株予約権 (2017年2月8日)	556個 (普通株式556,000株)	無 償	1,000円 (1株当たり1円)	2017年2月 8 日から 2036年6月30日まで

名称 (割当日)	新株予約権の数 (目的となる株式の種類及び数)	新株予約権の 払込金額	行使に際して 出資される財産の価額	行使期間
第13回新株予約権 (2017年2月8日)	7,447個 (普通株式7,447,000株)	無償	767,000円 (1株当たり767円)	2021年7月1日から 2026年6月27日まで
2018年2月発行新株予約権 (2018年2月8日)	585個 (普通株式585,000株)	無償	1,000円 (1株当たり1円)	2018年2月8日から 2037年6月30日まで
第14回新株予約権 (2018年2月8日)	7,462個 (普通株式7,462,000株)	無償	815,000円 (1株当たり815円)	2022年7月1日から 2027年6月27日まで
第15回新株予約権 (2018年8月10日)	74,695個 (普通株式7,469,500株)	無償	68,600円 (1株当たり686円)	2023年7月1日から 2028年6月26日まで
第16回新株予約権 (2019年8月26日)	84,625個 (普通株式8,462,500株)	無償	50,200円 (1株当たり502円)	2024年7月1日から 2029年7月30日まで
第17回新株予約権 (2020年8月17日)	79,200個 (普通株式7,920,000株)	無償	50,800円 (1株当たり508円)	2025年7月1日から 2030年7月30日まで
第18回新株予約権 (2021年8月13日)	79,465個 (普通株式7,946,500株)	無償	63,300円 (1株当たり633円)	2026年7月1日から 2031年7月28日まで
合計	355,879個 (普通株式69,692,500株)			

(注1) 各新株予約権の一部行使はできません。

(注2) 2005年6月発行新株予約権・2006年7月発行新株予約権・2007年7月発行新株予約権・2008年7月発行新株予約権・2009年7月発行新株予約権・2010年7月発行新株予約権・2011年7月発行新株予約権・2013年2月発行新株予約権・2014年2月発行新株予約権・2015年2月発行新株予約権・2016年2月発行新株予約権・2017年2月発行新株予約権・2018年2月発行新株予約権については、各新株予約権の発行要項及び割当契約において、当社、当社子会社及び当社関連会社のうち当社取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定する会社の取締役、執行役、執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日から新株予約権を行使できるものとしております。ただし、行使期間の末日の30日前の日より、他の権利行使の条件に従い行使できるものとしております。

(注3) その他の行使条件について、各新株予約権の割当契約に定めております。

(注4) 上記の新株予約権の数には自己新株予約権を含んでおります。

(注5) 第15回新株予約権・第16回新株予約権・第17回新株予約権・第18回新株予約権については、普通株式の単元株数が100株に変更されたことに伴い、新株予約権1個当たりの目的である普通株式の数は100株としております。

2. 当期末に当社役員が保有する新株予約権
(ストック・オプション) の状況

新株予約権の名称	保有者数 (取締役及び執行役)	新株 予約権の数
2005年6月発行新株予約権	1名	7個
2006年7月発行新株予約権	2名	7個
2007年7月発行新株予約権	3名	10個
2008年7月発行新株予約権	4名	14個
2009年7月発行新株予約権	6名	40個
2010年7月発行新株予約権	8名	78個
2011年7月発行新株予約権	8名	115個
2013年2月発行新株予約権	8名	86個
第9回新株予約権	7名	58個
2014年2月発行新株予約権	9名	48個
第10回新株予約権	9名	40個
2015年2月発行新株予約権	11名	64個
第11回新株予約権	7名	36個
2016年2月発行新株予約権	14名	96個
第12回新株予約権	4名	23個
2017年2月発行新株予約権	15名	102個
第13回新株予約権	3名	26個
2018年2月発行新株予約権	16名	114個
第14回新株予約権	2名	16個
第15回新株予約権	2名	160個
第16回新株予約権	1名	95個

(注1) 社外取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の割当はございません。

(注2) 当期末の役員は第17回新株予約権・第18回新株予約権を保有しておりません。

3. 当期中に使用人等に交付した新株予約権
(ストック・オプション) の状況

新株予約権 の名称	区 分	保有者数	新株 予約権の数
第18回 新株予約権	子会社取締役	10名	610個
	子会社使用人	4,016名	78,855個
	合 計	4,026名	79,465個

(注1) 上記は各新株予約権の割当日時点の状況です。

(注2) 子会社の執行役員は、区分上、子会社使用人に含まれております。

(注3) 子会社の監査役に対するストック・オプションとしての新株予約権の割当はございません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役会が業務の適正を確保するための体制として決議した事項及び当該体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

1. 監査委員会の職務の執行のため必要な事項の概要

(1) 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の業務を補佐する専任部室として監査委員会室を設置する。

<運用状況の概要>

当社は、監査委員会室を設置し、監査委員会室では、監査委員会の監査業務を補佐するために、監査方針及び監査計画の企画・立案や、監査に必要な情報・資料の収集・整理・分析等を行っている。

また、監査委員会室は、必要に応じて追加調査等を行い、監査委員会の職務を補助している。

(2) 前号の取締役及び使用人の当社の執行役からの独立性及び当社の監査委員会からの指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 監査委員会室は、監査委員会直轄部室とする。
- ・ 執行役は、監査委員会の重要性を踏まえ、監査委員会室の人事（人事異動、評価等）、組織変更等について、予め監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員（以下、選定監査委員という。）の同意を得なければならない。
- ・ 監査委員会又は選定監査委員は、監査委員会室に必要な知識・能力を備えた適切な員数を確保するよう、執行役に要請することができ、執行役は、当該要請を尊重する。

- ・ 監査委員会室は、内部監査部をはじめとする各部署に対し監査委員会の調査・情報収集に関する協力体制の確保を要請することができ、各部署は、当該要請を尊重する。
- ・ 監査委員会室は、必要に応じ各種会議等へ出席することができる。

<運用状況の概要>

当社は、監査委員会室を監査委員会直轄部室として設置し、監査委員会規程に基づき、監査委員会室の人事について、選定監査委員の事前の同意を取得し、適切な員数を確保することにより、執行役からの独立性を確保している。

また、同規程に基づき、監査委員会室は各種会議体へ出席することで広範な情報収集を図り、監査委員会からの指示の実効性の確保に努めている。

(3) 当社の監査委員会への報告に関する体制

① 当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制

監査委員会等への報告に関する規程において以下の事項を定める。

- ・ 当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び使用人は、監査委員会又は選定監査委員に対し、内部通報を含む適宜の方法により、以下の報告を行わなければならない。

- 1) 当社又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちにその事実
- 2) 当社又は当社グループの役職員が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、その旨
- 3) 当社の監査委員会又は選定監査委員が報告を求めた事項、その他監査上有用と判断される事項

② 当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制

当社の子会社の監査役等への報告に関する規程にお

いて以下の事項を定める。

・当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査委員会又は選定監査委員に対し、内部通報を含む適宜の方法により、以下の報告を行わなければならない。

- 1) 子会社又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちにその事実
- 2) 子会社又は当社グループの役職員が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、その旨
- 3) 当社の監査委員会又は選定監査委員が報告を求めた事項、その他監査上有用と判断される事項

<運用状況の概要>

当社及び当社の子会社において、それぞれ、監査委員会等への報告に関する規程・監査役等への報告に関する規程に基づき、当社については取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び使用人に対し、当社の子会社については取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者に対し、内部通報を含む適宜の方法により、当社又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合や、当社又は当社グループの役職員が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はするおそれがあると考えられるときは、当社の監査委員会又は選定監査委員に対し報告を行う義務を課し、適宜報告を受ける体制を確保している。

- (4)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 前号の報告をした者は、当該報告を行ったことを理由として、解雇、降格、減給等のいかなる不利益も受けないものとする。その実効性を確保するため、当社の監査委員会等への報告に関する規程及び子会社の監査役等への報告に関する規程において詳細を定める。

<運用状況の概要>

当社の監査委員会等への報告に関する規程及び子会社の監査役等への報告に関する規程を整備し、前号の報告をした者が当該報告を行ったことに関して、解雇、降格、減給、派遣契約の解除、交代等いかなる不利な取扱いも実施されていない。

- (5)当社の監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・監査委員会又は監査委員がその職務の執行（外部専門家の任用を含むが、それに限られない。）について当社に対して次に掲げる請求をしたときは、当社は、当該請求に係る費用又は債務が監査委員会又は監査委員の職務の執行に必要なでないことを証明したときを除き、これを拒むことができない。

- イ. 費用の前払の請求
- ロ. 支出をした費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
- ハ. 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあつては、相当の担保の提供）の請求

<運用状況の概要>

当社は、監査委員会規程に基づき、監査委員会又は監査委員の職務の執行により生ずる費用や利息の償還又は負担した債務の弁済につき、これを適正に負担している。

- (6)その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査委員は、グループコンプライアンス会議、グループリスクマネジメント会議及びグループ内部監査会議に出席し、説明を求め意見を述べるができる。また、その他重要会議へ出席することができる。

- ・ 監査委員は、各リスクを所管する部署より当社グループのリスク管理態勢及びリスクの状況等について、また、内部監査部門より当社グループの内部監査の実施状況について定期的に報告を受ける。
- ・ 内部監査に係る監査方針及び監査計画、内部監査規程の改廃並びに内部監査担当の委嘱については、監査委員会又は選定監査委員の同意を得なければならない。
- ・ 監査委員会又は選定監査委員は、必要に応じ内部監査部等に調査を委嘱することができる。
- ・ 監査委員会は、会計監査人よりグループ各社の監査状況について定期的に報告を受ける。
- ・ 監査委員会又は選定監査委員は、業務執行部門から独立した外部専門家に監査業務を補助させることができる。

<運用状況の概要>

当社の選定監査委員は、監査委員会監査基準に基づき、執行役員等の重要な会議への出席、決裁書等重要書類の閲覧、及び内部監査部からの内部監査結果等の報告聴取により取締役及び執行役の職務執行状況について情報収集を図るとともに、会計監査人から会計監査の状況について定期的に報告を受け、それらの結果を監査委員と共有している。

また、監査委員会又は選定監査委員は、監査委員会監査基準に基づき、内部監査に係る監査方針及び監査計画の策定等、内部監査に関する重要な事項について同意を行い、内部監査部との連携強化を通じて監査委員会の監査の実効性の確保に努めている。

2. 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の概要

(1) 当社の執行役及び使用人並びに当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス体制

- ・ 当社グループにおける法令・諸規則及び諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、内部通報制度を導入する。
- ・ 役職員の法令等遵守を目的とし、倫理規程及び倫理行動規範を制定する。
- ・ 役職員に対し、グループ各社において各社の業務の特性に応じたコンプライアンス研修を実施する。
- ・ 当社グループの企業倫理遵守体制の整備及び推進全般に関する責任者をおき、企業倫理の役職員への浸透・定着の推進を行う部室を設置する。
- ・ 当社グループの法律問題全般に関する助言を行い、グループ各社における法令諸規則等の遵守体制の整備に関する活動を支援する部室を設置する。

② グループコンプライアンス会議

- ・ グループコンプライアンス会議は、執行役会の分科会として、当社グループにおける法令等の遵守、企業倫理の確立、内部管理等に係る事項の全般的方針、具体的施策等を審議決定する。

③ グループリスクマネジメント会議

- ・ グループリスクマネジメント会議は、執行役会の分科会として、当社グループのリスク管理態勢及びリスクの状況等を把握し、リスク管理に係る方針及び具体的な施策を審議・決定する。

④ グループ内部監査会議

- ・ グループ内部監査会議は、CEO直轄の機関として、当社グループの業務に係る内部監査態勢の整備及び内部統制の検証に関する事項を審議・決定する。

⑤ 内部監査部門

- ・当社グループの健全かつ効率的な内部統制の構築を図るため、内部監査を重要な機能と位置付け、内部監査部門を設置するとともに、主要なグループ各社にも内部監査部門を設置する。
- ・内部監査部門は、当社グループの内部統制の有効性を評価・検証するとともに、業務の改善・効率化に資する提言を行う。
- ・内部監査部門は、内部監査の計画及び結果についてグループ内部監査会議に付議・報告を行う。

⑥ 財務報告に係る内部統制

- ・財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制の構築を図るため、財務報告に係る内部統制に関する基本規程を制定する。
- ・ディスクロージャー委員会及びグループ内部監査会議は、財務報告に係る内部統制の重要事項につき審議決定する。

<運用状況の概要>

当社では、当社の体制記載の項目について、規程、部室、制度等を整備済みであり、適切な運用を行っている。また、全役職員を対象としたコンプライアンス研修や、新入社員や新任役職者に対する教育や啓発活動を実施し、法令諸規則及び社内規程等の周知、コンプライアンス意識の向上と企業倫理の浸透を図っている。また、当期は、5回のグループコンプライアンス会議を開催し、当社グループにおける法令等の遵守、企業倫理の確立、内部管理等に係る事項の把握に努め、9回のグループリスクマネジメント会議を開催し、当社グループのリスクの状況等の把握に努めるとともに、5回のグループ内部監査会議を開催し、内部監査部門が実施した内部監査に関する報告を行った。さらに、内部監査部門は、財務報告に係る内部統制の評価・検証を行い、内部統制評価報告書をCEO及びCFOに提出し、必要に応じグループ内部監査会議にも報告した。

(2) 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役の職務執行に係る情報については、文書整理保存規程に従い適切に保存及び管理を行う。

<運用状況の概要>

当社は、文書整理保存規程において、文書の種類に応じた保存期間を設定し、執行役の職務執行に係る情報について保存部署の責任において適切に保存及び管理を行っている。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社グループが経営上保有する各種リスクについて、その特性に応じて適切に管理するための基本的事項を定め、財務の健全性及び業務の適切性を確保することを目的としてリスク管理規程を定め、これにリスク管理方針、管理の対象とするリスク、各リスクを管理する執行役及び所管する部署等を定めることによりリスク管理態勢を明確化する。
- ・各リスクを所管する部署は所管するリスクの管理規程を別途定めることとし、所管するリスクの管理態勢及びリスクの状況等についてグループリスクマネジメント会議等に報告する。

<運用状況の概要>

当社は、リスク管理規程において、市場リスク・信用リスク・流動性リスク・オペレーショナルリスク・モデルリスク・投資リスク・レピュテーションリスク・会計・税務リスクを管理の対象とするリスクとして定めている。

当期は、9回開催されたグループリスクマネジメント会議等において、各リスクを所管する部署が、当該リスクの管理態勢及びリスクの状況等について報告を行い、リスク管理態勢及びリスクの状況等を適切に把握している。

(4) 当社の執行役及び当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 執行役の職務及びその執行方法、統括する業務について執行役規程により明確化する。
- ・ 当社又は当社グループに影響を及ぼす重要事項について執行役会規程及び海外部門経営会議規程等により決議事項及び報告事項を明確化する。
- ・ 当社の執行役が主要なグループ各社の代表者を兼務すること等により、グループ各社においてグループ戦略に基づく事業戦略を機動的かつ効率的に実践する。
- ・ 当社は、三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の経営方針及び予算配分等を定める。

<運用状況の概要>

当社は、各執行役が分担して業務執行を行うことで、迅速な意思決定を行い効率的な業務執行を行っている。また、執行役が主要なグループ各社の代表者を兼務しており、これらの執行役を含む執行役全員をもって構成される執行役会において、子会社の業務執行の状況について情報を共有している。

当期は、18回の執行役会を開催し、当社又は当社グループに影響を及ぼす重要事項について審議決定を行い、また、取締役会に対し、執行役会の職務の執行状況を適宜報告し、取締役会は当社の執行役及び当社の子会社の取締役等の職務の執行の妥当性、効率性の監督を行っている。

- ・ グループ各社の経営に関する重要な情報を把握し、当該情報が法令・諸規則に従い公正かつ適時適切に開示されることを確保するため、グループ各社において規程を定める。

<運用状況の概要>

当社は、グループ会社管理規程や海外店等の運営管理に関する規程等に基づき、必要に応じて、国内外のグループ各社から報告を受けるとともに、重要な事項については当社の会議体において承認を行っている。当期は、18回の執行役会と5回の海外部門経営会議を開催し、審議決定・報告を行っている。

(5) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 国内外のグループ各社の事業活動を適切に管理することを目的として、グループ会社管理規程及び海外店等の運営管理に関する規程等を定め、グループ各社からの情報の徴求、承認・報告事項等の明確化を図る。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

第85期

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

項目	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	自己株式 申込証拠金	株主資本合計
2021年4月1日残高	247,397	230,651	911,742	△107,646	9	1,282,154
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	△82	-	-	△82
会計方針の変更を反映した 当期首残高	247,397	230,651	911,659	△107,646	9	1,282,072
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	-	-	△63,790	-	-	△63,790
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	94,891	-	-	94,891
自己株式の取得	-	-	-	△29,297	-	△29,297
自己株式の処分	-	-	33	2,742	-	2,776
その他の他	-	△200	-	-	16	△184
連結会計年度中の変動額合計	-	△200	31,134	△26,554	16	4,395
2022年3月31日残高	247,397	230,451	942,793	△134,201	26	1,286,467

項目	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定		
2021年4月1日残高	41,587	△3,058	12,886	9,125	249,145
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-
会計方針の変更を反映した 当期首残高	41,587	△3,058	12,886	9,125	249,145
連結会計年度中の変動額					
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△12,000	12,998	34,402	△15	8,351
連結会計年度中の変動額合計	△12,000	12,998	34,402	△15	8,351
2022年3月31日残高	29,587	9,940	47,288	9,109	257,497

第84期（ご参考）
 （自 2020年4月1日）
 （至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

項目	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	自己株式 申込証拠金	株主資本合計
2020年4月1日残高	247,397	230,808	834,442	△110,351	13	1,202,310
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	－	－	－	－
会計方針の変更を反映した 当期首残高	247,397	230,808	834,442	△110,351	13	1,202,310
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	－	－	△30,429	－	－	△30,429
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	108,396	－	－	108,396
自己株式の取得	－	－	－	△9	－	△9
自己株式の処分	－	－	△667	2,714	－	2,047
その他	－	△157	－	－	△3	△160
連結会計年度中の変動額合計	－	△157	77,299	2,704	△3	79,843
2021年3月31日残高	247,397	230,651	911,742	△107,646	9	1,282,154

項目	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定		
2020年4月1日残高	26,853	△13,592	△5,556	8,901	38,849
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	－	－	－
会計方針の変更を反映した 当期首残高	26,853	△13,592	△5,556	8,901	38,849
連結会計年度中の変動額					
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	14,734	10,534	18,442	223	210,296
連結会計年度中の変動額合計	14,734	10,534	18,442	223	210,296
2021年3月31日残高	41,587	△3,058	12,886	9,125	249,145

連結計算書類の注記

当社の連結計算書類は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）並びに同規則第118条の規定に基づき、当社グループの主たる事業である有価証券関連業を営む会社の貸借対照表及び損益計算書に適用される「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項）

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 136社

主要な連結子会社の名称

大和証券株式会社
大和アセットマネジメント株式会社
株式会社大和総研
株式会社大和証券ビジネスセンター
大和証券ファシリティーズ株式会社
株式会社大和ネクスト銀行
大和企業投資株式会社
大和P Iパートナーズ株式会社
大和エナジー・インフラ株式会社
大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社
大和証券リアルティ株式会社
大和証券オフィス投資法人
サムティ・レジデンシャル投資法人
大和証券キャピタル・マーケットヨーロッパリミテッド
大和証券キャピタル・マーケット香港リミテッド
大和証券キャピタル・マーケットシンガポールリミテッド
大和証券キャピタル・マーケットアメリカホールディングスInc.
大和証券キャピタル・マーケットアメリカInc.

当連結会計年度において、株式の新規取得により1社、新規設立により23社、重要性が高まったことにより1社を連結の範囲に含めております。また、持分比率の低下に伴い連結子会社から持分法適用の関連会社となったことにより2社、吸収合併により2社、清算終了により3社を連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

IDIインフラストラクチャーズ3号投資事業有限責任組合
グッドタイムリビング株式会社
大和インベスター・リレーションズ株式会社

連結の範囲から除いた理由

IDIインフラストラクチャーズ3号投資事業有限責任組合、他4社については、連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあるため、連結の範囲から除外しております。

その他の非連結子会社については、総資産、営業収益（又は売上高）、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等それぞれの合計額は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。

(3) 議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等のうち子会社としなかった会社等

当該会社等の数 11社

子会社としなかった主要な会社の名称

セカイエ株式会社

子会社としなかった理由

当社の一部の子会社が、投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として保有し、企業会計基準適用指針第22号の要件を満たしており、当該会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるためであります。

(4) 開示対象特別目的会社

開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要等

当社グループでは、顧客の資金運用ニーズに応える目的で仕組債及びファンド持分を販売しており、仕組債及びファンドの組成に際し特別目的会社を利用しております。

仕組債関連の取引において、当社グループで取得した債券をケイマン法人の特別目的会社に譲渡し、当該特別目的会社は取得した債券を担保とする仕組債を発行しております。当該特別目的会社は6社であります。いずれの特別目的会社についても、当社グループは議決権のある出資等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。なお、当連結会計年度末における特別目的会社の債券等の発行額は731,417百万円であります。また、ファンド関連の取引においては、当社グループが保有する再生可能エネルギー投資資産を、匿名組合を通じて当該特別目的会社に譲渡し、当該特別目的会社は取得した再生可能エネルギー投資資産を裏付けとして出資を募っております。当該特別目的会社は1社であり、当社グループは議決権のある出資等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。なお、当該特別目的会社の出資受入額は2,305百万円であり、当社グループは当該特別目的会社に28百万円の出資を行っております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数並びに主要な会社等の名称

持分法適用の非連結子会社の数 5社

持分法適用の関連会社の数 18社

主要な持分法適用の非連結子会社の名称

IDIインフラストラクチャーズ3号投資事業有限責任組合

主要な持分法適用の関連会社の名称

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

大和証券リビング投資法人

当連結会計年度において、業務執行権の獲得により非連結子会社5社、持分比率の低下に伴い連結子会社から持分法

適用の関連会社となったことにより2社を持分法適用の範囲に含めております。また、株式の売却により1社を持分法適用の範囲から除外しております。

持分法適用会社の決算日が連結決算日と異なる会社のうち、1社についてはその他の基準日に実施した仮決算に基づく財務諸表を使用し、その他の会社については当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

- (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等
主要な会社の名称

グッドタイムリビング株式会社
大和インベスター・リレーションズ株式会社

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等それぞれの合計額は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。

- (3) 議決権の20%以上、50%以下を自己の計算において所有している会社等のうち関連会社としなかった会社等の名称等
当該会社等の数 9社

関連会社としなかった主要な会社の名称

NJT銅管株式会社

関連会社としなかった理由

当社の子会社が、投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として保有し、企業会計基準適用指針第22号の要件を満たしており、当該会社等に重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は以下のとおりであります。

1月	11社	11月	1社	1月及び7月	1社
2月	3社	12月	42社	5月及び11月	1社
3月	77社				

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社のうち、54社については当該会社の決算日現在の財務諸表を使用し、他の5社については連結決算日に実施した仮決算に基づく財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法

連結子会社におけるトレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については時価法で計上しております。

なお、デリバティブ取引については、特定の市場リスク及び特定の信用リスクの評価に関して、金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

- ② トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及

び評価方法

トレーディング商品に属さない有価証券等については以下のとおりであります。

- ア. 売買目的有価証券

時価法（売却原価は移動平均法により算定）によっております。

- イ. 満期保有目的の債券

償却原価法によっております。

- ウ. その他有価証券

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）で計上しております。ただし、市場価格のない株式等（非上場株式等）並びに組合出資金等については、主として移動平均法による原価法で計上しております。

なお、投資事業有限責任組合等への出資については、当該組合等の財務諸表に基づいて、主として組合等の純資産を出資持分割合に応じて、営業投資有価証券又は投資有価証券として計上しております（組合等の保有する有価証券の評価差額については、その持分相当額を全部純資産直入法により処理しております）。

また、一部の連結子会社における一部の有価証券及び営業投資有価証券については、流動資産の部に計上しております。

- エ. デリバティブ

時価法によっております。

- ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品は、主として個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）で計上しております。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産

主として定額法によっております。なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

- ② 無形固定資産、投資その他の資産

主として定額法によっております。なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- (3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法、キャッシュ・フロー見積法により計上しております。

- ② 投資損失引当金

当社及び一部の連結子会社において、当連結会計年度末に有する営業投資有価証券及び非連結子会社株式から生じる損失に備えるため、投資先会社の実情を勘案のう

え、その損失見込額を計上しております。

③ 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支払いに備えるため、各社所定の計算基準による支払見積額の当連結会計年度負担分を計上しております。

④ 訴訟損失引当金

証券取引に関する損害賠償請求訴訟等について、今後の損害賠償金の支払いに備えるため、経過状況等に基づく当連結会計年度末における支払見積額を計上しております。

(4) 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、当社及び国内連結子会社については、従業員の退職給付に備えるため、社内規程に基づく当連結会計年度末における退職金要支給額を計上しております。これは、当該各社の退職金は将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためであります。その他一部の連結子会社については、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる金額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、「連結計算書類の注記（収益認識に関する注記）」に記載のとおりであります。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。ただし、条件を満たしている場合には、金利変動リスクのヘッジについては金利スワップの特例処理、為替変動リスクのヘッジについては振当処理によっております。

当社及び一部の連結子会社は、一部の有価証券、借入金及び発行社債等に係る金利変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、金利スワップ及び通貨スワップ等のデリバティブ取引を用いてヘッジを行っております。

ヘッジの有効性の検証については、ヘッジ手段の時価又はキャッシュ・フロー変動の累計額とヘッジ対象の時価又はキャッシュ・フロー変動の累計額とを比較する方法によっております。なお、一部の連結子会社においては、相場変動を相殺するヘッジのうちヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているものは、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。また、特例処理及び振当処理を採用しているものについては、その判定をもってヘッジの有効性の判定に代えております。

また、銀行業務を行う子会社では、外貨建金融資産・負債から生ずる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、発生の都度、子会社等の実態に基づいて償却期間を見積り、20年以内の年数で均等償却しております。なお、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、発生した連結会計年度一括して償却しております。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 連結納税制度の適用

当社及び株式会社大和キャピタル・ホールディングスをそれぞれ連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

② 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

5. 会計方針の変更に関する注記

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当

連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より、「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

この結果、当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の当期首残高は82百万円減少しております。

6. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) トレーディング商品に属するレベル3のデリバティブ取引に係る評価

① 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

トレーディング商品に属するデリバティブ取引のうち、レベル3に区分されている資産は989億円、負債は170億円であり、市場で観察できないインプットを使用して時価を算定していることから見積りの不確実性があります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

トレーディング商品に属するデリバティブ取引の時価は、リスク中立測度下での期待キャッシュ・フロー・ディスカウント・モデルにより算定しております。

この時価算定の会計上の見積りにおける主要な仮定は価格算定モデルに用いるインプットであります。価格算定モデルには、金利、為替レート、株価、ボラティリティ、相関係数などの様々なインプットを使用しており、特に、レベル3のデリバティブ取引の時価の算定には、長期のスワップ・レート、長期の通貨ベース、長期の株価ボラティリティ、長期のクレジット・スプレッド及び相関係数といった市場で観察できないインプットを使用しております。

これらの内容は、「金融商品に関する注記(注)1時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプ

ットの説明」に記載しております。市場環境の変化等による主要な仮定の変化が、翌連結会計年度の連結計算書類においてトレーディング商品の評価額に重要な影響を及ぼす可能性があります。重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響については、「金融商品に関する注記(注)2時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報」に記載しております。

(2) 営業投資有価証券・営業貸付金(投資部門)の評価

① 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

営業投資有価証券	123,839百万円
投資損失引当金(流動資産)	△151
営業貸付金(投資部門)	76,798
貸倒引当金(投資部門)	△7,000
計	193,485

当社グループの投資部門に属する連結子会社である大和PIパートナーズ株式会社及び大和エナジー・インフラ株式会社は、プライベート・エクイティ、不動産、エネルギー、インフラストラクチャーなどを対象に、主に営業投資有価証券等のトレーディング商品に属さない有価証券及び営業貸付金等を通じて投融資を行っております。当連結会計年度末において、投資部門が上記で記載されている残高を計上しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

投資先の財政状態、直近の事業環境とそれを反映させた事業計画等を基礎とした見積将来キャッシュ・フローの現在価値、類似企業の取引事例から観測されるマルチプル等を利用して算定された資産の評価額には見積りの不確実性が含まれております。当該評価額に基づいて、減損損失、投資損失引当金及び貸倒引当金の計上が行われます。当連結会計年度においては、主に航空機関連投資で32億円、海外の投融資で11億円の損失を計上しております。

資産の評価額の算定にあたり、見積将来キャッシュ・フローを用いる場合は、投資先の業績、投資先が属する産業の動向及び新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等を考慮し、経営者が妥当と判断する仮定を使用して見積りを行っております。一部の投資の評価において、将来キャッシュ・フローの見積りの前提として使用した主要な仮定は、以下のとおりです。

- ・航空機関連投資：新型コロナウイルス感染症の拡大による影響から航空業界が回復する時期の見通し
- ・エネルギー関連投資：輸入燃料価格の動向や我が国の再生可能エネルギー推進に関する展望

会計上の見積りを行うにあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は2023年3月期末頃までは継続し、その後は緩やかに終息に向かうとの仮定を置いております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を相対的に大きく受ける航空機関連投資については、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、航空需

要の低下が長期化していることを踏まえて、航空機関連投資の一部について再評価を実施し、貸倒引当金を追加計上しております。

また、ロシア・ウクライナ情勢等に起因する資源価格の高騰による影響は短期的なものであるとの仮定を置いており、投資の評価に重要な影響を与える中長期的な価格見通しには、国際機関等による予測値を使用しております。

これらの資産の評価で使用される見積りや仮定には不確実性が伴うため、将来の予測不能な前提条件の変化などにより、評価に関する会計上の見積りが変動した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において追加の損失又は引当金の戻入を認識する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金・預金	3,080
有価証券	64,308
トレーディング商品	536,322
営業貸付金	836,584
その他の流動資産	57,275
投資有価証券	17,942
計	1,515,514

(注) 上記の金額は連結貸借対照表計上額によっておりません。なお、上記担保資産の他に、借り入れた有価証券等140,717百万円を担保として差し入れております。

(2) 担保に係る債務

信用取引借入金	5,327
短期借入金	610,809
社債	800
長期借入金	209,381
計	826,318

(注) 上記の金額は連結貸借対照表計上額によっております。

2. 差し入れた有価証券等の時価

消費貸借契約により 貸し付けた有価証券	6,093,554
現先取引で売却した 有価証券	4,461,636
その他	508,193
計	11,063,383

(注) 1. (1) 担保に供している資産に属するものは除いております。

3. 差し入れを受けた有価証券等の時価

消費貸借契約により 借り入れた有価証券	6,615,034
現先取引で買い付けた 有価証券	2,839,884
その他	395,179
計	9,850,098

4. 資産から直接控除した貸倒引当金

投資その他の資産・その他	9,231
--------------	-------

5. 有形固定資産の減価償却累計額 172,954百万円

6. 保証債務

被保証者	被保証債務の内容	金額 (百万円)
従業員	借入金	6
グッドタイム リビング株式会社	入居一時金等 返還債務	10,996
その他	スタンドバイ信用状	2,302
計		13,305

7. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項

金融商品取引責任準備金 金融商品取引法第46条の5第1項

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 1,699,378,772株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)
2021年4月28日取締役会	普通株式	38,096	25
2021年10月27日取締役会	普通株式	25,693	17
計		63,790	

決議	基準日	効力発生日
2021年4月28日取締役会	2021年3月31日	2021年6月1日
2021年10月27日取締役会	2021年9月30日	2021年12月1日
計		

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年4月27日開催の取締役会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議いたしました。

- ① 配当金の総額 23,732百万円
 ② 1株当たり配当額 16円
 ③ 基準日 2022年3月31日
 ④ 効力発生日 2022年6月6日

(注) 配当原資は利益剰余金であります。

3. 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

区 分	内 訳	新株予約権の目的となる株式の数 (株)			当連結会計 年度末 年度末 高 (百万円)	
		当連結会計 年度期首	増 加	減 少		
当 社	2006年7月発行 新株予約権	69,000	-	8,000	61,000	83
	2007年7月発行 新株予約権	102,000	-	23,000	79,000	103
	2008年7月発行 新株予約権	130,000	-	25,000	105,000	102
	2009年7月発行 新株予約権	329,000	-	30,000	299,000	173
	2010年7月発行 新株予約権	665,000	-	76,000	589,000	220
	2011年7月発行 新株予約権	948,000	-	52,000	896,000	320
	第8回新株予約権 (自己新株予約権)	1,395,000 (472,000)	- (-)	1,395,000 (472,000)	- (-)	- (-)
	2013年2月発行 新株予約権	695,000	-	18,000	677,000	384
	第9回新株予約権 (自己新株予約権)	4,864,000 (594,000)	- (76,000)	1,573,000 (-)	3,291,000 (670,000)	646 (-)
	2014年2月発行 新株予約権	351,000	-	8,000	343,000	327
	第10回新株予約権 (自己新株予約権)	3,547,000 (416,000)	- (64,000)	64,000 (-)	3,483,000 (480,000)	1,043 (-)
	2015年2月発行 新株予約権	429,000	-	7,000	422,000	358
	第11回新株予約権 (自己新株予約権)	4,840,000 (578,000)	- (98,000)	98,000 (-)	4,742,000 (676,000)	910 (-)
	2016年2月発行 新株予約権	552,000	-	-	552,000	366
	第12回新株予約権 (自己新株予約権)	4,054,000 (429,000)	- (89,000)	93,000 (-)	3,961,000 (518,000)	457 (-)
	2017年2月発行 新株予約権	556,000	-	-	556,000	393
	第13回新株予約権 (自己新株予約権)	6,833,000 (615,000)	- (143,000)	144,000 (-)	6,689,000 (758,000)	832 (-)
	2018年2月発行 新株予約権	591,000	-	6,000	585,000	425
第14回新株予約権 (自己新株予約権)	6,911,000 (551,000)	- (163,000)	163,000 (-)	6,748,000 (714,000)	860 (-)	
第15回新株予約権 (自己新株予約権)	7,006,500 (463,000)	- (169,000)	169,000 (-)	6,837,500 (632,000)	580 (-)	
第16回新株予約権 (自己新株予約権)	8,073,000 (389,500)	- (234,500)	234,500 (-)	7,838,500 (624,000)	249 (-)	
第17回新株予約権 (自己新株予約権)	7,805,000 (115,000)	- (229,500)	229,500 (-)	7,575,500 (344,500)	202 (-)	
第18回新株予約権 (自己新株予約権)	- (-)	7,946,500 (133,500)	133,500 (-)	7,813,000 (133,500)	65 (-)	
				合 計	9,109 (-)	

(注1) 上記の新株予約権の目的となる株式は、全て普通株式であります。

(注2) 「第14回新株予約権」、「第15回新株予約権」、「第16回新株予約権」、「第17回新株予約権」及び「第18回新株予約権」は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは有価証券関連業務や投資業務を行っております。具体的には、有価証券及びデリバティブ商品の売買等及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱い、その他有価証券関連業並びに銀行業務、金融業等を営んでおります。

これらの業務において、当社グループでは商品有価証券等、デリバティブ取引、営業投資有価証券、貸出金、投資有価証券等の金融資産・負債を保有するほか、社債、メディアム・ターム・ノート、金融機関借入、コマーシャル・ペーパー、コールマネー、預金受入、現先取引、レポ取引等による資金調達を行っております。資金調達を行う際には、ビジネスを継続するうえで十分な流動性を効率的かつ安定的に確保するという資金調達の基本方針の下、調達手段及び償還期限の多様化を図りながら、資産と負債の適正なバランスの維持に努め、効率的かつ安定的な資金調達の実現を図っております。また、主に金利スワップ及び通貨スワップ等を金融資産・負債に関する金利変動及び為替変動の影響をヘッジする目的で利用しております。

当社グループでは保有する金融資産・負債から生ずる様々なリスクをその特性に応じて適切に管理し、財務の健全性の維持を図っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループはトレーディング業務において、①有価証券等(株券・ワラント、債券及び受益証券等)、有価証券担保貸付金・借入金、信用取引資産・負債等、②株価指数先物・債券先物・金利先物及びこれらのオプション取引に代表される取引所取引のデリバティブ商品、③金利スワップ及び通貨スワップ・先物外国為替取引・選択権付債券売買・通貨オプション・FRA・有価証券店頭デリバティブ等の取引所取引以外のデリバティブ商品(店頭デリバティブ取引)等の金融商品を保有しております。また、投資業務において営業投資有価証券等、銀行業務において貸出金・有価証券等を保有するほか、取引関係上の目的等で投資有価証券等の金融商品を保有しております。

これらの金融商品に内在する様々なリスクのうち、主要なものは市場リスクと信用リスクです。市場リスクとは、株式・金利・為替・コモディティ等の市場で取引される商品の価格やレートが変化することによって、保有する金融商品の著しい低下により市場における取引が成立せず、又は著しく不利な条件での取引を余儀なくされることにより、損失を被るリスクを指します。また、信用リスクとは、金融取引の取引先や保有する金融商品の発行体のデフォルト、あるいは信用力の変化等によって損失を被るリスクを指します。これらの他、関連するリスクとしてモデルリスクがあります。モデルリスクとは、モデルの開発、実装における誤り、又はモデルの誤用に起因して、損失を被るリスクを指します。

なお、トレーディング業務において、顧客のニーズに対応するために行っている単独又は仕組債等に組込まれたデリバティブ取引の中には、対象資産である株式・金利・為替・コモディティ等の変動並びにそれらの相関に対する変動率が大きいものや、複雑な変動をするものが含まれており、対象資産に比べたリスクが高くなっております。これらのデリバティブ取引は、連結貸借対照表のトレーディング商品等を含めており、また、時価変動による実現・未実現の損益は、トレーディング損益として計上しております。

また、当社グループは金融商品を保有するとともに、社債、メディアム・ターム・ノート、金融機関借入、コマーシャル・ペーパー、コールマネー、預金受入、現先取引、レポ取引等による資金調達を行っており、流動性リスクに晒されております。流動性リスクとは、市場環境の変化や当社グループの財務内容の悪化などにより資金繰りに支障をきたすこと、あるいは通常よりも著しく高い調達コストを余儀なくされることにより損失を被るリスクを指します。

トレーディング業務を行う証券子会社では、デリバティブ市場における仲介業者及び最終利用者としてデリバティブ取引を利用しております。デリバティブ商品は顧客の様々な金融ニーズに対応するための必要不可欠な商品となっており、仲介業者として顧客の要望に応じるために様々な形で金融商品を提供しております。例えば、顧客の保有する外国債券の為替リスクをヘッジするための先物外国為替取引や、社債発行時の金利リスクをヘッジするための金利スワップの提供等があります。最終利用者としては、当社グループの金融資産・負債に係る金利リスクをヘッジするために金利スワップを利用し、また、トレーディング・ポジションをヘッジするために各種先物取引、オプション取引等を利用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、リスクアペタイト・フレームワークに基づいて当社グループ全体のリスク管理を行ううえで、リスク管理の基本方針、管理すべきリスクの種類、主要リスクごとの担当役員・所管部署等を定めた「リスク管理規程」を取締役会で決定しております。さらに、実効的なリスクガバナンス態勢を構築するため、「3つの防衛線」に係るガイドラインを定め、リスク管理の枠組みを整備しています。

子会社はリスク管理の基本方針に基づき、各事業のリスク特性や規模に応じたリスク管理を行い、当社は子会社のリスク管理態勢及びリスクの状況をモニタリングしております。また、子会社のモニタリングを通して掌握した子会社のリスクの状況のほか、各社におけるリスク管理態勢上の課題等については、当社の執行役会の分科会であるグループリスクマネジメント会議に報告し、審議しております。主要な子会社においてもリスクマネジメント会議等を定期的開催し、リスク管理の強化を図っております。

① トレーディング目的の金融商品に係るリスク管理

i 市場リスクの管理

当社グループのトレーディング業務では、財務状況や対象部門のビジネスプラン・予算等を勘案したうえで、VaR、ポジション、感応度等に限度枠を設定しております。当社のリスク管理部署では市場リスクの状況をモニタリングし、経営陣に日次で報告しております。

また、一定期間のデータに基づいて統計的仮定により算出したVaRの限界を補うべく、過去の大規模なマーケット変動に基づくシナリオや、仮想的なストレステストに基づくシナリオを用いて、ストレステストを実施しております。

<市場リスクに係る定量的情報>

当社グループにおける主要な証券子会社は、トレーディング商品に関するVaRの算定にあたって、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間1日、信頼区間99%、観測期間520営業日）を採用しております。

連結決算日における当社グループのトレーディング業務のVaRは、全体で19億円であります。

なお、当社グループでは算出されたVaRと損益を比較するバックテストを実施し、モデルの有効性を検証しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下においてはリスクを十分に捕捉できない場合があります。

ii 信用リスクの管理

当社グループのトレーディング業務における信用リスクには取引先リスクと発行体リスクがあります。取引先リスクについては、当社グループが一取引先グループに対して許容できる与信相当額の上限を設定し、定期的にモニタリングしています。加えて、取引先リスク全体のリスク量を計測しています。また、マーケットメイクにより保有する金融商品の発行体リスクについてもリスク量をモニタリングしています。

当社グループは、商品提供や資産運用・投資を行うことに伴い、様々な商品・取引のエクスポージャーが特定の取引先グループに集中するリスクがあります。当該取引先グループの信用状況が悪化した場合、大幅な損失が発生する可能性があるため、一取引先グループに対するエクスポージャーの合計に対し限度額を設定し、定期的にモニタリングしています。

信用取引においては顧客への与信が発生しますが、担保として定められた委託保証金を徴求しております。また、有価証券貸借取引については、取引先に対する与信枠を設定したうえで、必要な担保を徴求するとともに日々の値洗い等を通じて信用リスクの削減を図っております。

iii モデルリスクの管理

トレーディング商品の時価評価モデルは、モデルリスク管理体制のもと、検証・承認のプロセスを経て使用されます。また、市場実勢の変化に伴い、市場動向に合うよう定期的にレビューを行っております。

② トレーディング目的以外の金融商品に係るリスク管理

当社グループはトレーディング業務以外でも、投資業務における営業投資有価証券等、銀行業務における貸出金・有価証券等のほか、取引関係上の目的等で投資有価証券等の金融商品を保有しております。これらの金融商品についても市場リスク、信用リスクが生じますが、各業務における特有のリスク特性があるため、それらに応じたリスク管理を行っております。

投資業務を行う子会社では、投資委員会等で投資案件を精査したうえで投資の可否を判断しております。投資後は、投資先の状況を定期的にモニタリングし、リスクマネジメント会議等に報告しています。

銀行業務を行う子会社では、管理すべきリスクカテゴリーを特定し、その管理方針及び管理体制を定めています。また、リスク管理の協議・決定機関として、取締役会の下部組織であるALM委員会（信用・市場・流動性リスク等の管理・運営に関する重要事項を審議）等を設置しています。取締役会やALM委員会等で各種限度額を設定し、その範囲内で業務運営を行うことによりリスクをコントロールしております。

取引関係上の目的等の投資有価証券等は、関連規程等に定められた方針に基づき取得・売却の決定を行います。また、定期的にリスクの状況をモニタリングし、経営陣に報告しております。

<市場リスクに係る定量的情報>

(7) 金融資産及び金融負債（銀行業務を行う子会社が保有する金融資産及び金融負債を除く）

市場リスクの影響を受ける主たる金融資産は投資業務で保有する「営業投資有価証券」、取引関係上の目的で保有する「投資有価証券」となります。なお、2022年3月31日現在、指標となる東証株価指数（TOPIX）等が10%変動したものと想定した場合には「営業投資有価証券」及び「投資有価証券」のうち、時価のある株式等において時価が107億円変動するものと把握しております。

また、市場リスクの影響を受ける主たる金融負債は「社債」及び「長期借入金」であります。なお、2022年3月31日現在、その他全てのリスク変数が一定であると仮定し、金利が10ベース・ポイント（0.1%）変動したものと想定した場合、「社債」の時価が15億円、「長期借入金」の時価が1億円それぞれ変動するものと把握しております。

- (イ) 銀行業務を行う子会社で保有する金融資産及び金融負債
銀行業務を行う子会社では、金融資産及び金融負債について、市場リスク（金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク）の管理にあたり、VaRを用いております。

VaR計測の方法は、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間20日、信頼区間99%、観測期間750営業日）で算出した値を保有期間125日に換算することとしております。2022年3月31日現在における当該数値は71.6億円であります。

なお、当該子会社では、リスク計測モデルによって算出されたVaRと仮想損益額との比較を行うバックテストを定期的実施し、当該モデルの有効性を検証しております。2021年度に実施したバックテストの結果、当該子会社が使用するリスク計測モデルは市場リスクを適切に捕捉しているものと認識しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下においてはリスクを十分に捕捉できない場合があります。

このようなVaRによる管理の限界を補完するため、各種シナリオを用いた損失の計測（ストレステスト）を実施しております。

③ 流動性の管理

当社グループは、多くの資産及び負債を用いる有価証券関連業務や、投融資業務を行っており、これらのビジネスを継続する上で十分な流動性を効率的かつ安定的に確保することを資金調達の基本方針としております。

当社グループの資金調達手段には、社債、メディアム・ターム・ノート、金融機関借入、コマーシャル・ペーパー、コールマネー、預金受入等の無担保調達、現先取引、レポ取引等の有担保調達があり、これらの多様な調達手段を適切に組み合わせることにより、効率的かつ安定的な資金調達の実現を図っております。

財務の安定性という観点では、環境が大きく変動した場合においても、業務の継続に支障をきたすことのないよう、平時から安定的に資金を確保するよう努めると同時に、危機発生等により、新規の資金調達及び既存資金の再調達が困難となる場合も想定し、調達資金の償還期限及び調達先の分散を図っております。

当社は、平成26年金融庁告示第61号による連結流動性カバレッジ比率（以下、「LCR」という。）及び連結安定調達比率（以下、「NSFR」という。）を所定の比率（それぞれ100%）以上に維持することが求められております。また、当社は、上記金融庁告示による規制上のLCRとNSFRのほかに、独自の流動性管理指標を用いた流動性管理態勢を構築しております。即ち、1年以内に期日が到来する無担保調達資金及び同期間にストレスが発生した場合の資金流出見込額に対し、様々なストレスシナリオを想定したうえで、それらをカバーする流動性ポートフォリオが

保持されていることを日次で確認しており、1年間無担保資金調達が行えない場合でも業務の継続が可能となるように取り組んでおります。

当社グループでは、グループ全体での適正な流動性確保という基本方針の下、当社が一元的に資金の流動性の管理・モニタリングを行っております。当社は、当社固有のストレス又は市場全体のストレスの発生により新規の資金調達及び既存資金の再調達が困難となる場合も想定し、短期の無担保調達資金について、当社グループの流動性ポートフォリオが十分に確保されているかをモニタリングしております。また、当社は、必要に応じて当社からグループ各社に対し、機動的な資金の配分・供給を行うと共に、グループ内で資金融通を可能とする態勢を整えることで、効率性に基づく一体的な資金調達及び資金管理を行っております。

当社グループは、流動性リスクへの対応の一環として、コンティンジェンシー・ファンディング・プランを策定しております。同プランは、信用力の低下等の内生的要因や金融市場の混乱等の外生的要因によるストレスの逼迫度に応じた報告体制や資金調達手段の確保などの方針を定めており、これにより当社グループは機動的な対応により流動性を確保する態勢を整備しております。

当社グループのコンティンジェンシー・ファンディング・プランは、グループ全体のストレスを踏まえて策定しており、変動する金融環境に機動的に対応するため、定期的な見直しを行っております。

また、金融市場の変動の影響が大きく、その流動性確保の重要性の高い大和証券株式会社、株式会社大和ネクスト銀行及び海外証券会社においては、更に個別のコンティンジェンシー・ファンディング・プランも策定し、同様に定期的な見直しを行っております。

なお、当社は、子会社のコンティンジェンシー・ファンディング・プランの整備状況について定期的にモニタリングしており、必要に応じて想定すべき危機シナリオを考慮して子会社の資金調達プランやコンティンジェンシー・ファンディング・プランそのもの見直しを行い、更には流動性の積み増しを実施すると同時に資産圧縮を図るといった事前の対策を講じることとしております。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日。以下、「時価算定適用指針」という。）第26項に従い経過措置を適用した投資信託、市場価格のない株式等及び時価算定適用指針第27項に従い経過措置を適用した組合出資金等については、表には含めておりません（（1）※3、（注）3に記載のとおりであります）。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- | | |
|----------|--|
| レベル1の時価： | 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価 |
| レベル2の時価： | 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価 |
| レベル3の時価： | 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価 |

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産				
(1) トレーディング商品				
①商品有価証券等				
株券・ワラント	115,391	140	73	115,605
国債・地方債等	2,265,332	189,523	—	2,454,856
一般事業債	7,319	445,249	20	452,589
外国債券	1,823,468	298,980	51,977	2,174,426
その他	10,854	595,072	995	606,922
②デリバティブ取引				
エクイティ	64,191	168,739	82,179	315,110
金利	1,636	1,176,144	5,008	1,182,790
通貨	2	542,976	3,568	546,547
クレジット・その他	12	32,663	8,179	40,855
(2) 有価証券、営業投資有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株券・ワラント	133,978	—	—	133,978
国債・地方債等	189,599	30,749	—	220,349
一般事業債	—	199,301	18,332	217,634
外国債券	117,859	270,930	17,341	406,131
資産計	4,729,647	3,950,473	187,676	8,867,797
負債				
(1) トレーディング商品				
①商品有価証券等				
株券・ワラント	178,321	—	—	178,321
国債・地方債等	1,221,603	158	—	1,221,762
外国債券	1,367,511	25,988	—	1,393,499
その他	—	147,628	—	147,628
②デリバティブ取引				
エクイティ	139,035	184,876	5,842	329,755
金利	440	1,134,415	4,677	1,139,533
通貨	8	481,936	444	482,389
クレジット・その他	—	39,735	6,060	45,795
負債計	2,906,921	2,014,740	17,024	4,938,686
トレーディングに係るもの以外のデリバティブ取引 (※1、※2)				
通貨	—	7,171	—	7,171
トレーディングに係るもの以外のデリバティブ取引計	—	7,171	—	7,171

※1 トレーディングに係るもの以外のデリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

※2 デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は4,213百万円となります。

※3 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(令和2年3月6日内閣府令第9号) 附則第5条第6項の経過措置を適用した投資信託については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託の金額は、商品有価証券等において資産115,217百万円、負債7,214百万円、その他有価証券において資産208,467百万円であります。

※4 当社及び一部の連結子会社は、一部の有価証券、借入金及び発行社債等にかかる金利変動リスク及び為替変動リスクを回避するために、金利スワップ及び通貨スワップ等のデリバティブ取引を用いてヘッジを行っており、主に、繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号2022年3月17日)を適用しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

	時価				連結貸借対照表 計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
資産						
(1) 営業貸付金 貸倒引当金					1,933,758 △7,062	
	－	－	1,923,021	1,923,021	1,926,696	△3,674
(2) 有価証券、 営業投資有価証券 及び投資有価証券						
①満期保有目的の債券 一般事業債	－	170,315	－	170,315	171,576	△1,260
②子会社 及び関連会社株式	108,785	－	－	108,785	73,256	35,528
資産計	108,785	170,315	1,923,021	2,202,122	2,171,529	30,593
負債						
(1) 銀行業における預金	－	4,188,436	－	4,188,436	4,189,105	669
(2) 社債	－	1,565,431	－	1,565,431	1,563,631	△1,799
(3) 長期借入金	－	1,238,448	－	1,238,448	1,237,048	△1,399
負債計	－	6,992,315	－	6,992,315	6,989,785	△2,529

なお、「現金・預金」「預託金」「約定見返勘定」「有価証券担保貸付金」「有価証券担保借入金」「預り金」「短期借入金」「コマーシャル・ペーパー」「1年内償還予定の社債」等は、現金であること、又は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。また、以下の勘定科目は、その勘定の性質から短期間で決済されるとみなし、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

ア 信用取引資産、信用取引負債

信用取引資産は顧客の信用取引に伴う顧客への貸付金と証券金融会社への担保金であり、前者は顧客の意思による反対売買等により決済が行われ、後者は貸借取引業務において値洗いされる担保金であることから、短期間で決済されるとみなしております。

信用取引負債は顧客の信用取引に伴う証券金融会社からの借入金と顧客の信用取引に係る有価証券の売付代金相当額であり、前者は値洗いされ、後者は顧客の意思による反対売買等により決済が行われることから、短期間で決済されるとみなしております。

イ 受入保証金

主としてデリバティブ取引における保証金であり、取引に応じて値洗いされる特性から、短期間で決済されるとみなして帳簿価額を時価としております。その他の顧客からの保証金については、当連結会計年度末に決済された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

(注) 1 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) トレーディング商品

① 商品有価証券等

株式等については、主たる取引所の最終価格又は最終気配値を時価としており、主にレベル1の時価に分類しております。

債券については、主に類似の債券を含めた市場価格(当社店頭、ブローカースクリーン等)又は、市場価格情報(売買参考統計値等)から指標金利との格差等を用いて合理的に算定される価格を時価としており、一部国債等はレベル1の時価に分類し、それ以外はレベル2の時価に分類しております。ただし、レベル2の時価と分類するのに必要な価格情報が得られない場合はレベル3の時価に分類しております。また、一部債券の時価については、デリバティブ取引と同様に価格算定モデルにより算定しております。観察可能なインプットのみを用いて価格を算定している場合、若しくは観察できないインプットを用いて価格を算定している場合はレベル2の時価に分類し、重要な観察できないインプットを用いて価格を算定している場合はレベル3の時価に分類しております。

投資信託については、取引所の最終価格若しくは最終気配値又は基準価額を時価としております。ただし、レベルの分類については、時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、レベルを付しておりません。

② デリバティブ取引

上場デリバティブ取引は、主に取引所の清算値価格又は証拠金算定基準価格を時価としており、レベル1の時価に分類しております。ただし、上記価格が得られない場合や取引が頻繁に行われていない場合は、レベル2の時価と分類しております。

店頭デリバティブ取引については、金利スワップ、通貨スワップ、エクイティ・デリバティブ、クレジット・デリバティブといった取引があります。時価の算定においては、市場で一般に用いられるリスク中立測度の仮定のもとでの期待キャッシュ・フローの現在価値を、主に数値積分法、有限差分法及びモンテカルロ法による価格算定モデルにより算定しております。価格算定モデルには、金利、為替レート、株価、ボラティリティ、相関係数などの様々なインプットがあります。観察可能なインプットのみを用いて価格を算定している場合、若しくは観察できないインプットを用いて価格を算定している場合もその影響が重要でない場合は、レベル2の時価に分類し、重要な観察できないインプットを用いて価格を算定している場合はレベル3の時価に分類しております。市場で観察できないインプットとしては、長期のスワップ・レート、長期の通貨ベース、長期の株価ボラティリティ、長期のクレジット・スプレッド及び相関係数があります。

なお、店頭デリバティブ取引については、取引相手先及び当社の信用リスク相当額、流動性リスク相当額を必要に

応じて時価に調整しております。

(2) 有価証券、営業投資有価証券及び投資有価証券

株式については、主たる取引所の最終価格又は最終気配値を時価としており、レベル1の時価に分類しております。

債券については、主に類似の債券を含めた市場価格(当社店頭、ブローカースクリーン等)又は、市場価格情報(売買参考統計値等)から指標金利との格差等を用いて合理的に算定される価格を時価としており、一部国債等はレベル1の時価に分類し、それ以外はレベル2の時価に分類しております。ただし、レベル2の時価と分類するのに必要な価格情報が得られない場合はレベル3の時価に分類しております。また、一部の債券(転換社債を含む)の時価については、クレジット・スプレッド、株価ボラティリティ等を用いて算定しております。観察可能なインプットのみを用いて価格を算定している場合、若しくは観察できないインプットを用いて価格を算定している場合はレベル2の時価に分類し、重要な観察できないインプットを用いて価格を算定している場合はレベル3の時価に分類しております。

投資信託については、取引所の最終価格若しくは最終気配値又は基準価額を時価としております。ただし、レベルの分類については、時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、レベルを付しておりません。

(3) トレーディングに係るもの以外のデリバティブ取引

〔(1)トレーディング商品 ②デリバティブ取引〕と同様となっております。

(4) 営業貸付金

主に銀行業における貸出金や顧客から保護預かりしている有価証券を担保として金銭を貸付する証券担保ローンであります。

銀行業における貸出金については、貸出金の種類、期間等に基づき、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。ただし、一部の資産流動化ローンについては、第三者から入手した時価を使用しております。

証券担保ローンについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

投資業務における貸出金については、事業からの返済を中心とした債権の簿価が一定額以上の場合には、財政状態等をもとに個別評価しております。また、回収期間が一定年数を経過した債権については、貸倒引当金を担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額、又は将来キャッシュ・フローの見積額の現在価値等に基づいて算出していることから、時価は連結貸借対照表計上額から貸倒引当金を控除した金額に近似しているため、当該価額をもって時価としております。

これらについては、レベル3の時価に分類しております。

(5) 銀行業における預金

預金のうち、要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、将来のキャッシュ・フローを見積り、一定の割引率で割り引いて時価を算定しております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

割引率は当社の信用スプレッドを加味したイールドカーブから算出しております。

(6) 社債

償還まで1年超の社債の時価について、市場価格（売買参考統計値等）が入手可能な場合には、その時価を市場価格から算定しており、レベル2の時価に分類しております。市場価格が入手不可能な場合においても、発行時からの金利変動及び当社自身の信用スプレッドの変動相当額を、帳簿価額に調整することによって時価を算定しており、当社自身の信用スプレッドについては、直近の調達レート、自社発行の類似債券の市場価格水準等を参照していることから、レベル2の時価に分類しております。

(7) 長期借入金

借入当初からの金利変動及び信用スプレッドの変動相当額を、帳簿価額に調整することによって時価を算定しており、当社自身の信用スプレッドについては、直近の調達レート、自社発行の類似債券の市場価格水準等を参照していることから、レベル2の時価に分類しております。

(注) 2 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲
デリバティブ取引	リスク中立測度下での期待キャッシュ・フロー・ディスカウント・モデル		
金利・為替		スワップ・レート 通貨ベース	0.08-2.8% △0.8-0.3%
エクイティ		株価ボラティリティ	18.4-20.6%
クレジット・その他		クレジット・スプレッド 相関係数	0.03-4.2% △0.08-0.95
その他有価証券		クレジット・スプレッド 株価ボラティリティ	0.4-1.2% 22.8-55.8%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当連結会計年度の損益に認識した評価損益

レベル3の時価をもって連結貸借対照表価額とする資産及び負債の内訳及び期中における変動は以下のとおりであります。
(単位：百万円)

	商品有価証券等 (資産)	デリバティブ 取引 (純額)	営業投資 有価証券	その他 有価証券	合計
期首残高	8,802	27,116	232	30,843	66,994
当連結会計年度の損益					
損益に計上(※2)	1,143	30,024	-	-	31,168
購入、売却、発行及び決済					
購入	127,421	4,775	3,871	12,000	148,068
売却	△93,951	△15	-	-	△93,966
発行	-	-	-	-	-
決済	-	22,428	-	-	22,428
レベル3の時価への振替 (※1、※4)	13,541	27	-	-	13,568
レベル3の時価からの振替 (※1、※5)	△3,892	△2,446	△232	△10,000	△16,570
評価差額金の変動	-	-	259	△1,298	△1,039
期末残高	53,066	81,910	4,130	31,544	170,651
当連結会計年度の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融商品の評価損益(※3)	△61	52,452	-	-	52,391

※1 レベル間の振替は期首時点で認識することとしております。

※2 「商品有価証券等(資産)」、「デリバティブ取引(純額)」に係る損益は、「トレーディング損益」に含まれております。

※3 レベル3金融商品に関しては、観察可能でないインプットのみでなく、観察可能なインプットの変動も評価損益の一因となります。また、レベル3金融商品の多くは、他のレベル(レベル1、2)に分類されている金融商品によって経済的にヘッジされておりますが、当該金融商品の損益については上記の表には含まれておりません。

※4 レベル1若しくはレベル2からレベル3への振替の理由は、一部の有価証券について相場価格が入手不能となったため、又は、評価技法へのインプットが観察可能でなくなったためであります。

※5 レベル3からレベル1若しくはレベル2への振替の理由は、一部の有価証券について相場価格が入手可能となったため、又は、評価技法へのインプットが観察可能となったためであります。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループでは、各社のトレーディングを行う部署が保有する金融商品の時価について、当社が定める基本方針に従って算定及び検証が行われます。算定された結果は、算定に用いたインプットも含めて、トレーディングを行う部署から独立した部署によって検証が行われます。時価の算定に係るこれらのプロセスの結果は、各社により当社に報告され統制が行われています。

当社グループでは、時価の算定に用いる価格算定モデルについて承認を行うプロセスに関する指針を定めており、これに従って、価格算定モデルの開発部署から独立した部署がモデル内の仮定及び技法について検証を行います。また、価格算定モデルは観察可能な市場情報や代替可能なモデルとの比較分析等により、市場動向に合わせて調整する体制を構築しています。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

重要な観察できないインプットとしては、長期の Swap・レート、長期の通貨ベース、長期の株価ボラティリティ、長期のクレジット・スプレッド及び相関係数があります。時価の算定において、金利の変動は期待キャッシュ・フローや割引率に影響し、クレジット・スプレッドの変動は倒産確率に影響します。ボラティリティについては、ボラティリティが上昇（下落）するとオプション価値が増加（減少）します。相関係数は複数資産間の幅広い組み合わせがあり、水準や変動の方向性もその組み合わせにより大きく異なる可能性があります。

債券（転換社債含む）の時価はクレジット・スプレッド、株価ボラティリティ等のインプットから算定され、市場が変動した場合には、インプットの影響額の合算として時価が増加若しくは減少します。

店頭デリバティブ取引の時価は年限毎や通貨毎に与えられる複数のインプットから算定され、市場が変動した場合には、全てのインプットの影響額の合算として時価が増加若しくは減少します。また、各インプット変動の時価への影響は取引毎の商品性によって決まります。レベル3に分類される金融商品の時価の算定に使用する観察可能でないインプットは、各々が必ずしも独立したものではなく、他のインプットとの相関関係が存在する場合があります。こうした関係の多くは、相関係数を通じて捕捉されており、複数資産間の幅広い相関係数の影響により、金融商品の時価が増加又は減少します。

商品区分ごとに合理的に起こり得る代替的な仮定を用いた場合のレベル3金融商品の時価に対する影響は以下のとおりであり、前記(1)の重要な観察できないインプットの範囲を元に計算しています。

(単位：百万円)

	時価	プラスの時価変動	マイナスの時価変動
デリバティブ	81,910	2,097	2,097
その他有価証券	31,544	442	274

(注) 3 当連結会計年度において、市場価格のない株式等（非上場株式等）並びに組合出資金等については次のとおりであり、資産(2)「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
子会社株式及び関連会社株式	
非上場株式 ※1	118,868
その他有価証券	
非上場株式 ※1	36,888
組合出資金等 ※2	144,485

※1 非上場株式については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

※2 組合出資金等については、時価算定適用指針第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、東京都その他の地域において、賃貸住宅等及び再開発事業用地等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

		当連結 会計年度
連結貸借対照表 計上額	期首残高	692,743
	期中増減額	78,162
	期末残高	770,905
	期末時価	906,988

※ 1 貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額です。

※ 2 期末の時価は、社外の不動産鑑定士による鑑定評価額又は調査価額を記載しております。

※ 3 再開発中の資産は、大規模な複合再開発などの開発段階にあり、時価を把握することが極めて困難であるため、上表には含めておりません。これら不動産の連結貸借対照表計上額は、1,455百万円であります。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他	合計
	リテール 部門	ホール セール 部門	アセット・ マネジメン ト部門	投資部門	計		
顧客との契約から生じる収益	123,501	108,565	116,794	20,906	369,769	64,673	434,442
受入手数料	123,501	108,565	79,826	1,380	313,274	776	314,051
その他の営業収益 (外部顧客)	-	-	36,968	19,526	56,494	63,897	120,391

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループでは、幅広いサービスを提供しており、主な収益を以下のとおり認識しております。なお、重大な金融要素が含まれる契約は含まれておりません。

リテール部門及びホールセール部門

リテール部門は、主に個人や未上場法人のお客様に幅広い金融商品・サービスを提供しております。ホールセール部門は、グローバル・マーケットとグローバル・インベストメン

ト・バンキングで構成されており、グローバル・マーケットは、主に国内外の機関投資家や事業法人、金融法人、公共法人等のお客様向けに、株式、債券・為替及びそれらの派生商品のセールスとトレーディングを行っております。グローバル・インベストメント・バンキングは、国内外における有価証券の引受け、M&A アドバイザリー等、多様なインベストメント・バンキング・サービスを提供しております。

リテール部門及びホールセール部門においては、国内外の証券子会社を中心に、顧客との契約から生じる収益として主に「委託手数料」、「引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料」、「募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料」、「その他の受入手数料」を認識しています。

「委託手数料」においては、顧客と締結した取引約款・規定等に基づいて、売買執行サービス等を履行する義務を負っております。当履行義務は、当社グループが注文を執行する都度充足されることから、約定時点（一時点）で収益を認識しております。通常の支払期限について、履行義務の充足時点である約定日から概ね数営業日以内に支払を受けております。

「引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料」においては、有価証券の発行会社等との契約に基づき、引受け・売出しに係るサービス等を履行する義務を負っております。当履行義務は、引受契約証券に係る引受けの諸条件が決定し、引受ポジションとして市場リスクが計測できる要件が整った時点で充足されることから、条件決定日等の当該業務の完了時（一時点）に収益を認識しております。通常の支払期限について、各履行義務の充足時点から発行会社等への払込日又は受渡日等までに支払を受けております。

「募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料」においては、有価証券の引受会社等との契約に基づき、募集・売出しに係るサービス等を履行する義務を負っております。当履行義務は、募集等の申し込みが完了した時点で充足されることから、募集等申込日等の当該業務の完了時（一時点）に収益を認識しております。通常の支払期限について、履行義務の充足時点である募集等申込日から払込日又は受渡日等までに支払を受けております。

「その他の受入手数料」には、様々なサービスに係る受入手数料が含まれておりますが、主な受入手数料は「代理事務手数料」「M&A関連手数料」「投資顧問・取引管理料」となります。

「代理事務手数料」においては、主に投信委託会社等との契約に基づき、募集・販売の取扱い等に関する代理事務を履行する義務を負っております。取引価格は、投資信託の純資産等を参照して算定されます。当社グループが日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消され、当履行義務が充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。通常の支払期限について、多くの場合、投資信託等の決算日後から数営業日以内に支払を受けております。

「M&A関連手数料」においては、提案、助言、価格算定又は各種書類作成支援等含むアドバイザリーサービスを履行す

る義務を負っております。取引価格は、固定報酬だけでなく成功報酬が設定される場合があり、対価の金額に変動性がある場合があります。成功報酬が設定される場合の対価の金額は、通常、当社グループの影響力の及ばない様々な要因の影響を非常に受けやすく、収益の著しい減額が発生しない可能性が高いと判断できないことから、当連結会計年度末までに確定した報酬金額を取引価格に含めております。当該手数料においては、サービス提供完了時（一時点）に収益を認識しております。通常の支払期限について、サービス提供完了日が属する月の翌月までに支払を受けております。なお、当契約において将来のサービスに対する返金不要の前払報酬を受領した場合には、サービスを提供したときに収益を認識しております。

「投資顧問・取引管理料」においては、投資一任契約に基づき、資産運用管理サービスを履行する義務を負っております。取引価格は、契約資産残高の時価残高、ファンド純資産、超過パフォーマンス等を参照して算定されます。当社グループが日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消され、当履行義務が充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。通常の支払期限について、報酬計算基準日から翌月末までに支払を受けております。

アセット・マネジメント部門

アセット・マネジメント部門は、様々な資産を投資対象とした投資信託の設定・運用を行っているほか、国内外の機関投資家に対し年金資産に関する投資助言・運用サービスを提供しております。

アセット・マネジメント部門においては、大和アセットマネジメント株式会社を中心に、顧客との契約から生じる収益として主に「委託者報酬」等の受入手料料を認識しています。

「委託者報酬」においては、主に信託約款等に基づき、受託資産の運用管理サービスを履行する義務を負っております。委託者報酬は日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社グループが日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消され、当履行義務が充足されるため、投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。通常の支払期限について、投資信託等の決算日後から数営業日以内に支払を受けております。

投資部門

投資部門は、金銭債権、プライベート・エクイティ、不動産、エネルギー、インフラなどの資産に投資を行っているほか、既存案件における投資回収の極大化や、新規投資ファンドの組成を中心としたビジネスを行っております。

投資部門においては、顧客との契約から生じる収益として、主に「投資事業等組合運営報酬」等の受入手料料を認識しています。

「投資事業等組合運営報酬」においては、組合契約に基づき主に管理報酬と成功報酬から構成され、資産運用管理サービスを履行する義務を負っております。当社グループが日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消され、当履行義務が充足されるため、管理報酬については、四半期ご

とに組合財産金額又はコミットメント総額に基づいて計算された収益を一定期間にわたり認識しております。また成功報酬については、一時点で認識される変動対価であり、収益の著しい減額が発生しない可能性が高くなった時点で、組合資産の売却により生じる超過収益等を参照して算定された収益を認識しております。

通常の支払期限について、管理報酬は主に四半期毎に、成功報酬は組合における分配時に支払を受けております。

その他

その他においては、株式会社大和総研を中心に、システムコンサルティング、システムインテグレーションサービスを提供しております。顧客との契約から生じる収益として主に「その他の営業収益」を認識しております。

システム開発サービスのうち機器販売においては、機器販売を行った一時点に収益を認識しております。機器販売以外のシステム開発サービスにおいては、システムインテグレーション・ソフトウェア開発サービス等を提供すると同時に顧客に成果が移転し、当履行義務が充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。情報処理サービス、調査サービス、コンサルティングサービスにおいては、サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消され、当履行義務が充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

(3) 当連結会計年度及び当連結会計年度の末日後の収益の金額を理解するための情報

1. 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産及び契約負債は、連結貸借対照表上はそれぞれ「受取手形、売掛金及び契約資産」及び「その他の流動負債」に計上しております。また、各連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の金額に重要なものではありません。

契約残高の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
契約資産	3,589	2,328
契約負債	4,598	5,601
顧客との契約から生じた債権	34,428	34,488

2. 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末現在、残存履行義務に配分した取引価格の総額は7,360百万円であります。当社グループは当該残存履行義務について、下表のスケジュールで認識することを見込んでおります。

(単位：百万円)

	残存履行義務に 配分した取引価格
1年以内	1,488
1年超2年以内	1,290
2年超3年以内	1,188
3年超4年以内	1,117
4年超5年以内	534
5年超	1,742
合計	7,360

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	925円81銭
1株当たり当期純利益	63円06銭

(その他の注記)

1. 減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

	用途	地域	減損損失 (百万円)
継続使用資産	低収益性資産	欧州	488
合計			488

資産のグルーピングは、管理会計上の区分に従い行っております。

収益性が著しく低下したことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

全額がのれんに係るものであります。

のれんの回収可能価額は再評価した企業価値により測定しております。

(重要な後発事象)

(自己株式の取得および消却)

当社は、2022年4月27日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得に係る事項について決議いたしました。また、同日開催の執行役員会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことを決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

昨今の株式市場の動向を踏まえ、資本効率の向上を通じて株主への利益還元を図るため、自己株式の取得をするものであります。

(2) 取得に係る事項の内容

①取得する株式の種類

当社普通株式

②取得する株式の総数

3,300万株（上限）

（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合2.22%）

③株式の取得価額の総額

250億円（上限）

④期間

2022年5月18日から2023年3月24日まで

（但し、各四半期末日の最終5営業日及び各四半期決算発表日の翌営業日より10営業日の間は取得を行わない。）

⑤取得方法

信託方式による市場買付

(3) 消却に係る事項の内容

①消却する株式の種類

当社普通株式

②消却する株式の総数

13,000万株

（消却前の発行済株式総数に対する割合7.64%）

③消却後の発行済株式総数

1,569,378,772株

④消却日

2022年5月10日

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

損益計算書

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科 目	第85期 (2022年3月31日現在)	科 目	第85期 (2022年3月31日現在)
流動資産	236,637	流動負債	380,863
現金・預金	31,176	短期借入金	83,623
短期貸付金	159,067	1年内償還予定の社債	240,390
未収入金	38,263	未払費用	5,118
未収収益	5,321	有価証券担保借入金	47,747
その他の流動資産	2,808	未払法人税等	765
固定資産	2,213,307	賞与引当金	1,074
有形固定資産	92,540	その他の流動負債	2,143
建物	32,709	固定負債	1,196,584
機械装置	3	社債	684,597
器具備品	2,409	長期借入金	494,201
土地	55,297	繰延税金負債	9,426
建設仮勘定	2,121	その他の固定負債	8,358
無形固定資産	6,936	負債合計	1,577,447
ソフトウェア	5,036	純資産の部	
その他	1,900	株主資本	834,205
投資その他の資産	2,113,829	資本金	247,397
投資有価証券	191,998	資本剰余金	226,751
関係会社株式	615,130	資本準備金	226,751
その他の関係会社有価証券	162,849	利益剰余金	494,230
長期貸付金	1,139,852	利益準備金	45,335
長期差入保証金	4,954	その他利益剰余金	448,895
その他	4,251	圧縮積立金	1,860
貸倒引当金	△1,107	繰越利益剰余金	447,035
投資損失引当金	△4,100	自己株式	△134,201
		自己株式申込証拠金	26
資産合計	2,449,944	評価・換算差額等	29,182
		その他有価証券評価差額金	30,373
		繰延ヘッジ損益	△1,190
		新株予約権	9,109
		純資産合計	872,497
		負債・純資産合計	2,449,944

科 目	第85期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業収益	77,659
関係会社受取配当金	64,293
関係会社貸付金利息	8,995
その他の営業収益	4,370
営業費用	34,144
販売費・一般管理費	21,536
取引関係費	1,909
人件費	6,332
不動産関係費	1,923
事務費	4,174
減価償却費	2,536
租税公課	1,755
その他	2,904
金融費用	10,507
その他の営業費用	2,100
営業利益	43,514
営業外収益	9,164
受取配当金	4,028
受取補償金	232
投資事業組合運用益	3,922
その他	980
営業外費用	194
社債発行費	152
その他	41
経常利益	52,484
特別利益	7,594
固定資産受贈益	318
投資有価証券売却益	3,854
関係会社株式売却益	3,421
特別損失	1,321
固定資産除売却損	357
投資有価証券評価損	399
事業再編等関連費用	382
その他	181
税引前当期純利益	58,758
法人税、住民税及び事業税	3,516
法人税等調整額	△2,794
当期純利益	58,035

株主資本等変動計算書

第85期

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

項目	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	自己株式 申込 証拠金	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金				
				圧縮積立金	繰越利益 剰余金			
2021年4月1日残高	247,397	226,751	45,335	1,860	452,756	△107,646	9	866,465
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	-	-	-	-	△63,790	-	-	△63,790
当期純利益	-	-	-	-	58,035	-	-	58,035
自己株式の取得	-	-	-	-	-	△29,297	-	△29,297
自己株式の処分	-	-	-	-	33	2,742	-	2,776
その他	-	-	-	-	-	-	16	16
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△5,721	△26,554	16	△32,260
2022年3月31日残高	247,397	226,751	45,335	1,860	447,035	△134,201	26	834,205

項目	評価・換算差額等		新株 予約権
	その他 有価 証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	
2021年4月1日残高	31,565	△161	9,125
事業年度中の変動額			
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	△1,192	△1,028	△15
事業年度中の変動額合計	△1,192	△1,028	△15
2022年3月31日残高	30,373	△1,190	9,109

計算書類の注記

当社の計算書類は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づいて作成しております。

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 売買目的有価証券

時価法（売却原価は移動平均法により算定）によっております。

(2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(3) その他有価証券

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）で計上しております。ただし、市場価格のない株式等（非上場株式等）並びに組合出資金等については、主として移動平均法による原価法で計上しております。

なお、投資事業有限責任組合等への出資については、当該組合等の財務諸表に基づいて、主として組合等の純資産を出資持分割合に応じて、投資有価証券として計上しております（組合等の保有する有価証券の評価差額については、その持分相当額を全部純資産直入法により処理しております）。

(4) デリバティブ

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産、投資その他の資産

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。

(2) 投資損失引当金

当事業年度末に有する子会社株式から生じる損失に備えるため、投資先会社の実情を勘案の上、その損失見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算基準による支払見積額の当期負担分を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、全額支出時の費用として処理しております。

(2) ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。ただし、条件を満たしている場合には、金利変動リスクのヘッジについては金利スワップの特例処理、為替変動リスクのヘッジについては振当処理によっております。

当社は、一部の借入金及び発行社債等に係る金利変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、金利スワップ及び通貨スワップ等のデリバティブ取引を用いてヘッジを行っております。

ヘッジの有効性の検証については、ヘッジ手段の時価又はキャッシュ・フロー変動の累計額とヘッジ対象の時価又はキャッシュ・フロー変動の累計額とを比較する方法によっております。なお、特例処理及び振当処理を採用しているものについては、その判定をもってヘッジの有効性の判定に代えております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(4) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用

する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

5. 会計方針の変更に関する注記

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、当事業年度に与える重要な影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 差し入れた有価証券

投資有価証券のうち78,323百万円を貸し付けております。

2. 資産から直接控除した貸倒引当金

投資その他の資産・その他 3,195百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 2,074百万円

4. 保証債務

被保証者	被保証債務の内容	金額（百万円）
従業員	借入金	5
関係会社	デリバティブ債務	3,427
グッドタイムリビング株式会社	入居一時金等返還債務	10,996
計		14,429

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 188,456百万円

長期金銭債権 1,144,255百万円

短期金銭債務 75,042百万円

長期金銭債務 31,291百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引高 83,402百万円

営業取引以外の取引による取引高 1,374百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当期末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 216,066,485株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

投資有価証券評価損 7,650百万円

貸倒引当金 6,660

繰越欠損金 3,155

減価償却超過額 1,614

関係会社株式評価損 1,035

その他 5,416

繰延税金資産小計 25,532

評価性引当額 △21,406

繰延税金資産合計 4,126

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 12,207

その他 1,345

繰延税金負債合計 13,552

繰延税金負債の純額 9,426

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	大和証券株式会社	所有 直接100.0%	資金の貸付 資金の借入 担保金の受入 株券の貸付 役員の兼任 デリバティブ取引先	資金の貸付 (注1) 利息の受取 (注1) 資金の借入 (注3) 担保金の受入 (注2) 利息の支払 (注2) 株券の貸付 (注2) 品賃料の受取 (注2) デリバティブ取引 (注4,5)	350,000 5,918 30,000 47,982 24 78,323 4 -	長期貸付金 短期貸付金 未収収益 長期借入金 有価証券担保借入金 未収収益 未払費用 投資その他の資産 その他(デリバティブ資産) その他の流動負債(デ リバティブ負債) その他の固定負債(デ リバティブ負債) 未収収益 未払費用	524,445 148,613 2,128 30,000 47,747 0 1 25 2 362 3 28
子会社	大和PIパートナーズ株式会社	所有 間接100.0%	資金の貸付	資金の貸付 (注1) 利息の受取 (注1)	20,000 1,110	長期貸付金	122,600
子会社	株式会社大和インベストメント・ マネジメント	所有 直接100.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注1) 利息の受取 (注1)	- 635	長期貸付金	63,600
子会社	株式会社大和インターナショナル・ ホールディングス	所有 直接100.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	15,750	長期貸付金	280,690
子会社	大和エナジー・インフラ株式会社	所有 間接100.0%	資金の貸付	資金の貸付 (注1) 利息の受取 (注1)	75,500 1,171	長期貸付金 短期貸付金 未収収益	109,700 6,853 17
子会社	大和アセットマネジメント株式会社	所有 直接100.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金の借入 (注3) 利息の支払 (注3)	19,108 0	短期借入金	24,900
子会社	大和証券リアルティ株式会社	所有 直接100.0%	資金の貸付	資金の貸付 (注1) 利息の受取 (注1)	31,252 75	長期貸付金	30,087

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引金額には、短期貸付金は月末平均残高、長期貸付金は貸付金額を記載しております。

また、貸付利率は市場実勢を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注2) 取引金額には、当期末における貸株の時価及び受入担保金額の月末平均残高を記載しております。

また、品賃料率及び担保金金利は市場実勢を勘案して決定しております。

(注3) 取引金額には、短期借入金は月末平均残高、長期借入金は借入金額を記載しております。

また、借入利率は市場実勢を勘案して決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

(注4) 反復的取引であるため取引金額の記載を省略しております。

(注5) 当該取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

(収益認識に関する注記)

収益認識に関する会計基準の対象となる収益に重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	582円05銭
1株当たり当期純利益	38円57銭

(重要な後発事象)

(自己株式の取得および消却)

当社は、2022年4月27日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得に係る事項について決議いたしました。また、同日開催の執行役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことを決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

昨今の株式市場の動向を踏まえ、資本効率の向上を通じて株主への利益還元を図るため、自己株式の取得をするものであります。

(2) 取得に係る事項の内容

①取得する株式の種類

当社普通株式

②取得する株式の総数

3,300万株（上限）

（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合
2.22%）

③株式の取得価額の総額

250億円（上限）

④期間

2022年5月18日から2023年3月24日まで

（但し、各四半期末日の最終5営業日及び各四半期決算発表日の翌営業日より10営業日の間は取得を行わない。）

⑤取得方法

信託方式による市場買付

(3) 消却に係る事項の内容

①消却する株式の種類

当社普通株式

②消却する株式の総数

13,000万株

（消却前の発行済株式総数に対する割合 7.64%）

③消却後の発行済株式総数

1,569,378,772株

④消却日

2022年5月10日

監査報告

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社大和証券グループ本社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 倉 加奈子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	間 瀬 友 未
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深 井 康 治

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大和証券グループ本社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上